

# 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設（所得税、個人住民税）

## 内 容

パブリック・サポート・テスト（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上）等の基準を満たした社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合、その寄付金について、現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とする。

## 制度の概要

### ★所得税

次の要件を満たす社会福祉法人に対して、個人が寄附を行った場合、その寄附金額は所得控除又は税額控除の対象となる。

- 要件1：認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テストと同等の要件（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上、又は総収入金額に占める寄附金収入の割合が5分の1以上）
- 要件2：認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

### ＜所得控除の場合＞

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円  
を所得から控除

または

### ＜税額控除の場合＞

（寄附金額－2千円）×40%  
を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

※平成23年分以後の所得税について適用

### ★個人住民税

個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

### （現 行）

（寄附金額（所得の30%が限度）－5千円）×10%  
を個人住民税額から控除

### （改正後）

（寄附金額（所得の30%が限度）－2千円）×10%  
を個人住民税額から控除

※平成24年度分以後の個人住民税について適用